

邑楽町告示第169号

令和5年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月30日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和5年9月5日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○不応招議員（なし）

令和5年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和5年9月5日（火曜日） 午前10時開会
邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1 号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 同意第 1 1 号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 1 2 号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 6 同意第 1 3 号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 1 4 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 1 5 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 9 同意第 1 6 号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 1 0 同意第 1 7 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 1 1 議案第 2 6 号 邑楽町職員の配偶者同行休業に関する条例
- 第 1 2 議案第 2 7 号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 1 3 議案第 2 8 号 邑楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 2 9 号 邑楽町児童保育審議会設置条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 3 0 号 邑楽町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 議案第 3 1 号 邑楽町公共下水道事業の設置等に関する条例
- 第 1 7 議案第 3 2 号 町道路線の認定について
- 第 1 8 議案第 3 3 号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）
- 第 1 9 議案第 3 4 号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 2 0 議案第 3 5 号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 2 1 議案第 3 6 号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 2 2 議案第 3 7 号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 2 3 認定第 1 号 令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 4 認定第 2 号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 5 認定第 3 号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 6 認定第 4 号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 7 認定第 5 号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（14名）

1番	山本裕子	議員	2番	三ツ村由紀	議員
3番	武井清二	議員	4番	新村貴紀	議員
5番	神山均	議員	6番	蟹和孝一	議員
7番	佐藤富代	議員	8番	小久保隆光	議員
9番	黒田重利	議員	10番	瀬山登	議員
11番	松島茂喜	議員	12番	塩井早苗	議員
13番	原義裕	議員	14番	松村潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
松崎嘉雄	総務課長
齊藤順一	財政課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
山口哲也	住民保険課長
金子佐知枝	福祉介護課長
久保田裕	健康づくり課長
中繁正浩	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小島拓	商工振興課長
金井孝浩	建設環境課長
新島輝之	都市計画課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
松崎澄子	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長
高澤透	監査委員

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開会及び開議の宣告

○黒田重利議長 ただいまから令和5年第3回呂楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時03分 開議]

◎諸般の報告

○黒田重利議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、呂楽町教育委員会点検評価報告書の提出がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○黒田重利議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において神山均議員、蟹和孝一議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○黒田重利議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から15日までの11日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの11日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○黒田重利議長 日程第3、報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

てを議題とします。

町長から報告を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 報告第1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、8月10日に監査委員の審査に付しまして、意見書をいただいておりますので、別紙のとおりご報告申し上げます。

○黒田重利議長 報告の件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 なしと認めます。

以上で報告第1号については終わります。

◎日程第4 同意第11号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めること
について

○黒田重利議長 日程第4、同意第11号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第11号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の行政不服審査会の委員であります、太田市在住の高木祥充氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第11号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 同意第12号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めること
について

○黒田重利議長 日程第5、同意第12号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第12号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の行政不服審査会の委員であります、邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第12号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第12号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第13号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めること
について

○黒田重利議長 日程第6、同意第13号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第13号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の行政不服審査会の委員であります、邑楽町大字藤川在住の吉田訓子氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第13号 行政不服審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第13号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第14号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めること

○黒田重利議長 日程第7、同意第14号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求

めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第14号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会の委員であります、太田市在住の高木祥充氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第14号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第14号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第15号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めること

○黒田重利議長 日程第8、同意第15号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第15号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることに

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会の委員であります、邑楽町大字狸塚在住の近藤雅義氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第15号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第15号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第16号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めること

○黒田重利議長 日程第9、同意第16号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第16号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会の委員であります、邑楽町大字藤川在住の吉田訓子氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となりますので、同氏を引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第16号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第16号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第10 同意第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○黒田重利議長 日程第10、同意第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります邑楽町大字篠塚在住の岡田真幸氏が令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、次期委員として引き続き同氏を任命いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第17号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第17号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第11 議案第26号 呂楽町職員の配偶者同行休業に関する条例

○黒田重利議長 日程第11、議案第26号 呂楽町職員の配偶者同行休業に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第26号 呂楽町職員の配偶者同行休業に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法の一部が改正され、配偶者の海外転勤等に伴い、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないこととする休業制度、いわゆる配偶者同行休業制度が創設されました。本町におきましても、制度の趣旨を踏まえ、外国で勤務等する配偶者と生活を共にする職員のための休業制度を規定した条例を制定いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

詳細は総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

○松崎嘉雄総務課長 議案第26号 呂楽町職員の配偶者同行休業に関する条例の補足説明を申し上げます。

1条では、条例の趣旨について記載しています。

2条では、配偶者の同行休業の承認について規定しています。

3条では、配偶者同行休業の期間について規定をしています。

4条では、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由について規定をしております。

第5条では、配偶者同行休業の承認の申請について規定をしています。

第6条では、配偶者同行休業の期間延長について規定をしております。

第7条では、配偶者同行休業の期間の再度延長ができる特別の事情について規定をしております。

第8条では、配偶者同行休業の承認の取消しについて規定をしております。

第9条では、届出について規定をしております。

第10条では、配偶者同行休業に伴う臨時的任用について規定をしております。

第11条では、職務復帰後における号給調整について規定をしております。

第12条では、退職手当の取扱いについて規定をしております。

第13条では、委任について規定をしております。

なお、附則につきまして、第1条では、施行の期日を定めております。また、第2条については、邑楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することを規定しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 邑楽町職員の配偶者同行休業に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第27号 損害賠償の額を定めることについて

○黒田重利議長 日程第12、議案第27号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第27号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度固定資産税、都市計画税の課税において、納税義務者の指定を誤ったことにより、誤って指定された方が行った相続手続調査に要した費用について、損害賠償の額を22万8,774円として支払うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 ただいま町長のほうから概要説明をいただきました。こちらについての経過、経過というか、いつ頃発見したとか、そういうような状況と、そしてその原因などについて教えていただきたいと思います。

○黒田重利議長 横山税務課長。

○横山淳一税務課長 お世話になります。税務課の横山でございます。

経過につきましては、令和5年度の固定資産税、都市計画税において、まず当初納税通知書が令和5年の4月の末頃に発送をいたしております。その届いた納税通知書につきまして、まず相続人が死亡ということで確認をさせていただきました。返戻されたその納税通知書につきまして、改めて新たな納税義務者を確認をいたしたところ、今回の事案であります誤って納税義務者を指定してしまったということが発端になります。

その間違ったことに気がついたという日にちでございますが、令和5年の7月の13日に事案が発覚し、翌14日に検証いたしました。当方の誤りであるという事実が発覚したところでございます。

経過については以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 そのようなことが起こった場合については、速やかに報告をいただきましたかったなというのが正直な思いです。今後につきましては、丁寧に説明をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○黒田重利議長 金子町長。

○金子正一町長 議員のほうから今速やかに報告をとりましたが、担当課長のほうが申し上げるように、その事象が発生したのが、確認されるのが7月ということで、その発生をしたときに関係する納税者に対してはもちろん話合いをした中で同意をいただいて和解といいますか、そういう話に進んでいるわけでもありますので、7月13日、14日というお話ありましたが、その後速やかに、これは正副議長をはじめ担当する正副委員長のほうには報告をしてありますので、執行部といたしましては、そういうことについてはきちっと整理をして担当課長のほうでも進めている、このように私は承知しております。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 今、正副議長等について報告をいただいているということですが、全議員に対しての報告についてはこの前の全員協議会で報告をいただいたというふうな経過がありますので、その旨を報告いたします。

以上です。質問ではありません。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第28号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第13、議案第28号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第28号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第28号 呂楽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第29号 呂楽町児童保育審議会設置条例の一部を改正する
条例

○黒田重利議長 日程第14、議案第29号 呂楽町児童保育審議会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第29号 呂楽町児童保育審議会設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 呂楽町児童保育審議会設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第30号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例

- 黒田重利議長 日程第15、議案第30号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。
金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

- 金子正一町長 議案第30号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度から令和5年度までの介護保険料について、所得の第1段階から第3段階の低所得者に対する介護保険料の減額賦課を全ての年度で適用できるようにするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 呂楽町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第31号 呂楽町公共下水道事業の設置等に関する条例

- 黒田重利議長 日程第16、議案第31号 呂楽町公共下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第31号 呂楽町公共下水道事業の設置等に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本町の下水道事業について、総務大臣通知に基づき、地方公営企業法の規定の一部である財務部分を適用し会計の方式を切り替えるため、本条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、都市計画課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 新島都市計画課長。

○新島輝之都市計画課長 議案第31号 呂楽町公共下水道事業の設置等に関する条例について、補足説明を申し上げます。

第1条は、本条例の目的について定めております。

第2条は、地方公営企業法の適用区分について定めております。

第3条は、経営の基本原則と事業規模を定めております。

第4条は、重要な資産の取得及び処分について、予算で定めるべき内容を記載してあります。

第5条は、議会の同意を要する賠償責任の免除について定めております。

第6条は、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の要件を定めております。

第7条は、会計管理者へ委任する会計事務の処理について定めております。

第8条は、下水道事業の業務状況説明書類の作成について定めております。

附則1では、条例の施行期日を令和6年4月1日と定めております。

附則2では、呂楽町下水道事業特別会計条例の廃止を定めております。

以上が説明になります。よろしく申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 呂楽町公共下水道事業の設置等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第32号 町道路線の認定について

○黒田重利議長 日程第17、議案第32号 町道路線の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第32号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

民間開発により整備された道路の町への帰属に伴い、町道路線の認定をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、建設環境課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 ただいま町長より提案されました議案第32号 町道路線の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書のとおり2路線を認定いたしたく、道路法第8条第2項に基づきご提案いたします。また、それぞれの認定調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ延長105.4メートルの増となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第32号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第33号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）

○黒田重利議長 日程第18、議案第33号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第33号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億128万1,000円を追加し、予算の総額を102億3,475万4,000円といたしたい次第であります。

歳入については、地方特例交付金526万5,000円、地方交付税3,331万円、国庫支出金8,645万5,000円、県支出金121万5,000円、寄附金1,000万円、繰入金539万5,000円、繰越金3億9,035万3,000円及び諸収入2億1,242万3,000円の増額と、町債4,313万5,000円の減額であります。

歳出については、総務費3億5,243万8,000円、民生費1,448万1,000円、衛生費4,190万6,000円、農林水産業費673万8,000円、商工費2億8,759万円及び教育費977万7,000円等の増額と、土木費1,167万5,000円の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 20ページになります。4款衛生費、2目じん芥処理費でございますが、説明欄の上の丸印、一般廃棄物収集運搬事業1,265万円増額補正ということなのですが、当初予算ですと7,345万8,000円計上されていて、今回この1,265万円追加ということなのですが、昨年度令和4年度の予算書と比較しますと、令和4年度の当初予算では7,124万1,000円だったものが令和5年ですと7,345万8,000円ですから、令和4年度と比較すると約220万円ほど増額になっているということです。なおかつ今回の補正の段階でこういった項目が追加されるということが必然的にちよっとどうなのかなと私は思っているのです。というのは、恐らく契約自体も1年契約でやっているものですから、当初予算で組んで、それが途中で足りなくなるということというのは普通、通常あり得ないと思うのですが、増額になったその理由と、それから余剰金も恐らく契約した段階で出ていると思いますので、その部分にもついて、それから契約が恐らく5件ほどあったかと思うのですが、どの契約で増額になっているのか、その内訳についてお伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

まず、増額の原因でございますが、今年度につきましては、委託業務を行っている作業員の労務単価、こちら群馬県の公共工事建設労務単価になりますが、こちらの単価が昨年度令和4年度と比較しまして、金額で8時間当たりの金額となりますが、普通作業員につきましては2万900円から2万2,400円と1,500円の増額、また運転手につきましては1万9,200円から2万400円の1,200円の上昇ということで人件費の増額となっております。そのほか収集車の燃料費の高騰によりまして、昨年度と比較して委託料が増額しております。

なお、今年度年度当初に開設しました第2リサイクルステーションの開始につきましても、今年度作業が増えておりますので、その分も増額ということで委託料の増が見込まれるため、今回補正で増額をさせていただき予定になっております。

それと、今回契約をいたしましたのは、不足が見込まれたため、上半期ということで4月から9月の委託業務につきまして入札を行い、契約を結んでおります。差額につきましては現在930万円ほどございますが、そちら不足が見込まれるため今回の増額となっております。

5項目でございますが、不燃ごみ、可燃ごみについては増額ございませんが、不燃ごみについて、あと古紙及び瓶の回収、缶及びペットボトルの回収、容器包装プラスチック、こちらの4項目につきまして増額の見込みがございますので、増額をさせていただき予定になっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 今の課長のご説明ですと、4月から9月ということで上半期、要するに半年の契約を行ったということなのでしょうけれども、通常は1年の契約を見込んで予算を組み、そして予算可決後その入札を行って契約を結ぶと、そういった流れになると思うのですが、そういった経過を踏まえると、単価が上がるという不足したという理由でしたが、そもそも当初見込んだときの金額がちょっと甘かったということでよろしいのでしょうか。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

当初の見込みにつきましては、まだ昨年度年度途中でございました。燃料費の高騰等も考えられたのですが、そういった部分について少し見込みが甘かったのではないかとというような認識も持っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 当然まだまだ燃料費の高騰、物価の高騰続いております。こういったやはり予算を組むときは特にですけれども、そういったところに留意をするということは当然かと思うのですけれども、最後に町長にお伺いしますが、やはりこういった形で補正が出てくるということは、私はあまり適切ではないというふうに感じております。町長のその点についての見解と、それから

何か改善する点があったら教えていただきたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 金子町長。

○金子正一町長 今回の予算のことについては、以前から言われているわけですが、総計予算主義ということの大前提に積算をすることが求められるわけですが、今課長のほうからの説明ですと、その積算する段階、その時点で人件費等の値上げということが十分把握できなかったということを考え合わせますと、仕方がなかったという言い方も曖昧ですけども、十分な精査をした中でやはり総計予算主義に見合ったような形の予算を積算をすべきではなかったかと、そういうふうに反省はしておりますが、しかし議員のご指摘の中にもありましたが、やはりそういったことを十分把握した中でできるだけ補正が組むことがないような、そういった研究が必要だというふうに認識をしておりますので、今後十分反映をさせていただきたいと、このように思っております。

大変失礼しました。今、人件費の関係については今年の4月1日ということがあったようでありますので、必然的に予算は前の年の11月頃積算するものですから把握できなかったと、これ言い訳みたいになってしまいますが、そのような現状があったということをご理解いただきたいと、こんなふうに思います。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 前年度と比較すると、この補正の増額分足しますと1,486万7,000円ほど増額ということになっています。金額的にはかなり高い数字ということですね。この事業にかかわらずやはり積算をする際には極力その予算に近づいた、設計額に近づいた予算を組んで、その中で執行できるように努めていただきたいと、このように思います。これは要望ですので。

以上です。

○黒田重利議長 ほかにありませんか。

神山均議員。

○5番 神山均議員 19ページでございます。19ページの4款衛生費、1項保健衛生費の2目の予防費、その中の個別接種事業、予防接種助成金608万円の件でございます。この中には带状疱疹予防接種費用助成金というのが含まれているというふうに思っております。非常にこれは新しい助成制度でありがたい制度かなというふうに考えております。そして、その助成適用というのが10月1日以降の予防接種ということでございますが、私の推測ですが、この制度については、例えば令和6年度から助成予定を6か月前倒しをしたとか、あるいは邑楽郡内での歩調を合わせるためにそのような対応をしたのかもしれないというふうに思っております。

1点ほど申し上げたいのは、今年の前半、带状疱疹予防接種推奨のCMというのが頻繁にありました。これを受けて率先してこれまでに予防接種を受けた方がいるのかなというふうに、そんな思いもあるわけなのです。この接種につきましては、本年度4月1日以降に自己負担で予防接種を受

けた方について何らかの救済ができないだろうかと、そんな思いがありますので、その辺の対応についてお願いいたします。

○黒田重利議長 半田副町長。

○半田康幸副町長 議員ご指摘がありましたとおり、主な費目といたしましては带状疱疹ワクチンについての費用ということでございます。この適用時期につきましては、町四役、それから担当課も含めまして、ご指摘のような4月に遡っての適用ということも検討等はいたしました。ただ、これは館林邑楽郡医師会との委託契約を最優先をいたしました。と申しますのは、個々の接種をされた方が町のほうに個別に申し込むのではなくて、申請をするのではなくて、窓口でその差額を支払う形で、本人の利便性、接種をされる方の利便性を優先し、また申請忘れとか、そういうことがないようにということで医療機関と、医師会とそういった委託契約を結ぶということを最優先をいたしまして、結果としては館林邑楽郡医師会と館林市、邑楽郡全体で委託契約を締結するというような、そういったことの経過の中で10月からということで決定をしたという経緯がございます。そういった分についての当然配慮というのも検討はしたのですが、結果的にそちらを優先させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○黒田重利議長 ほかにありませんか。

塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 ページでは24ページです。文化財の保護費が文化財保護伝承事業として90万3,000円、この歴史的建造物の三次元測量業務委託というふうに出ております。邑楽町には文化財、一番大切な私たちの宝物であるはずのものは日々刻々と風雨にさらされて、今傷んでおるのが現状です。そして、それは一刻も争うわけなのですが、三次元測量業務しか今継承されないので、何をどうするという、測量から始まるか、またはもっと力強く前に進める事業として取り組んでいただきたいと思うので、ちょっと質問したいと思います。どこのものをどのようにするかということからお願いします。

○黒田重利議長 田中生涯学習課長。

○田中敏明生涯学習課長 お答えいたします。

今回の補正予算のほうに計上しております文化財の歴史的建造物等三次元測量業務ですけれども、こちらは赤堀の十軒地内のかつての焼酎工場があったわけなのですが、そちらの建造物、開発によって失われるということが決定したということがありまして、急遽三次元測量を行うというための経費でございます。その測量を行うに当たって歴史的建造物の実際に調査ということで、ヘリテージマネジャーという専門家の方の指導を仰ぐということ、そのための謝礼と、それから実際にドローンを使って3Dの撮影をする、3Dの測量をして記録として残しておくための委託料でございます。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 そこにも赤堀の十軒のところにも重要なものがあったということですね。至るところにございます。先日もその講演の方が、専門家がおいでくださって、これは長柄地区の神社、この地区では一の宮と言われている神社ですが、そこには彫り物のすばらしいのがあります。それは県指定になれるように動くというようなことを課長がおっしゃっていたように思うのですが、その動きがちっとも見えてこないで質問申し上げます。そのところは、確かに先ほど申しましたけれども、風雨にさらされています。一回壊れていったものは二度と復元ができないほどのものございます。妻沼の聖天様以上に、または桐生の天神の神社よりももっとすごいのではないかもこの間の説明ではお聞きしました。邑楽町では本当に唯一の遺産だと思うのですが、そのところについての計画は今後どうなっているか、お聞かせください。

○黒田重利議長 田中生涯学習課長。

○田中敏明生涯学習課長 議員ご指摘のとおり、篠塚長柄神社の彫刻につきましては町指定文化財となっております。今後県指定文化財に向けてといたしますか、当面どのようにそれを保存していくかということ、未来に残していくかということについては検討していく必要があるということで、今現在も研究等も行っていますし、実際に保存、保護のためのボランティア活動をしていらっしゃる方を集めての学習会等も行っております。

文化財につきましては、基本的に個人の所有物であるということがありまして、町としてできることにも一定の限界がございます。地域の皆様のご理解、保存、保護のためのご協力をいただきながら、町の貴重な文化財については未来に残していけるように、これは文化財行政の役割だと思っておりますので、ぜひそれに向けて努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○黒田重利議長 塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 言葉だけでなく、本当の活動、必要な活動をお願いしたいのです。文化財は後世に残すべきものだと言いながら、今の答弁はやっていらっしゃるというふうには聞こえますけれども、実際はこの間は説明を受けた、そうしたらそのときはまさしくもっとこ入れが必要だということを感じたわけですが、これは先延ばしにされているわけですよ。そうすると、風雨にさらされて、今度台風が来てどんどん傷んでいってしまうわけです。個人の持ち物とおっしゃいましたけれども、個人の持ち物ですが、その持ち主の方もここに今すごく危機感を感じて賛同しているのです。今がチャンスだというふうに今年の春頃から動きが出てきていますので、ぜひボランティアの掃除の方だけに頼むのではなく、お願いしたいと思います。教育長と町長の答弁をお願いいたします。

○黒田重利議長 藤江教育長。

○藤江利久教育長 貴重なご質問ありがとうございます。私も篠塚に住んでおりますので、心はありますけれども、なかなか進んでいなかったなという反省はあります。今後専門家の知恵をお借りし

ながら、保存に向けた計画ができますように進めていきたいと思っております。

○黒田重利議長 金子町長。

○金子正一町長 ご質問、私そのとおりかなと思っております。町にも文化財、貴重な文化財たくさんあるわけですので、特に今回の補正は赤堀地区の特定ということにはなっておりますが、今ご質問のあったこの神社については、私も以前から大変この彫刻といいますか、このものが貴重なものであると。そのときにお聞きした話では、日光の東照宮との関連する方が関わったというような、本当に素朴なお話だけきり分からないのですが、そういうことを考えますと、やはり貴重な文化財ということであれば、今課長のほうからも回答ありましたけれども、その所有物といいますか、その神社仏閣が個人あるいは法人ということもあります。当然のことですが、その方々にご理解いただくということがまず必要ということになるわけですが、議員のご質問ですと、その所有されている方も前向きに考えていければというようなお話もお聞きしたわけでもありますので、それを考えたときには、これは本当に文化財貴重なものです。今までの関係したものを後世に伝えていくということは大切なことでありますから、まず調査ということが必要だと思いますので、担当課長のほうにその辺のところ具体的に計画といいますか、具体的に調査をしていただいて、その必要ということがきちっとあれば、文化財については保存できるような考え方で進めたいというふうに思います。今お聞きしましたら、その彫刻を施した方の関係したところが国指定、県指定ということにもなっているというようなこともちょっと今副町長のほうから聞いたわけですが、そういった貴重なものであるということを十分認識してこれからその対応に努めていきたいと、こんなふうと思っておりますので、ご理解いただきたいと、このように思います。

○黒田重利議長 ほかに質疑。

新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 補正予算の関係なのですけれども、今回膨れてしまったということはありませんけれども、今経済産業省とかが下請法の関係で、中小企業さんから価格を上げてくれとかといったときには、理由があれば応じるということになっておりまして、たしか市町村でもそれを下請法違反すればインターネット等で開示されるということがありますので、今回補正予算のときも値引き交渉とかやられると思うのですけれども、今後、そのときはその下請法を頭に置いて進めていってほしいと思います。

以上です。

町長、お願いします。下請法について熟知はしているということによろしいですね。

○黒田重利議長 金子町長。

○金子正一町長 当然のことだと思いますけれども、元請あるいは下請いろいろあるわけですが、そのことによってやはり下請法で決められたものが履行されないということにこれはならないように指導はしていかなければなりませんし、そうあってしかるべきだと私は思っておりますので、その

詳細に当たって具体的な事象ということがあれば、それはそれで指導もし、協議はできるかなと思いますので、そういうことがないようにそれぞれの担当のほうでも努めていると、このようにご理解いただきたいと思います。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 21ページになります。7款商工費の中の商工振興費ですが、一番上の丸印、コハクペイ事業2億5,657万3,000円ということなのですが、この事業は何度か継続的に行っていたいていまして、町民の方々からも非常にこれは好評だということであります。今回このようにまた20%のプレミアをつけた中でこの事業を展開していただけるということは大変ありがたいことだとは思いますが、ただ一つ、町民の方々からお伺いしている声は何点かありますので、それをお伝えした中で、改善できるところは改善していただくという方法は取れないものかどうかということです。

まずは、前回はそうだったのですけれども、その発売日が例えば今月の1日だとします。僅か3日か4日で前回終わってしまったということで、これなかなか買える人、買えない人というか、その辺も含めてなのですが、そのときにまず現金を持っていないということになるとやはり買えないわけです。こういった事業はやはり生活がちょっと余裕がないとか大変だという方々にこそ利用していただくべき事業だというふうに私は考えていまして、そうなりますと、給料日が例えばこの発売日の後だったということで、買いたくても買えないという人が出てしまう、また1日だけその発売日を設定してしまうと、コンビニエンスストアのATMなどがやはり混雑してしまう、様々なそういった弊害といたしまししょうか、そういったことも起きているのが現状かと思えます。

また、そのコハクペイ事業自体が何度も行っていることで、もうほとんどの町民の方に周知されたということもありまして、この辺でやはりその発売日を幾つか複数設定することも私は必要ではないのかなというふうに思っています。それが事務的作業の中でできるかどうかというのは分かりませんが、そういった改善をしていただくことでやはりより多くの方々、また本当にそれを必要としている方々の手元へそのコハクペイが行くのかなというふうに思っておりますが、その点について、今私が申し上げた内容ですけれども、改善されていくようなことができるのか、それとも現状維持でいいのか、またそういったことももう既に考えていらっしゃるのか分かりませんが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 小島商工振興課長。

○小島 拓商工振興課長 コハクペイの関係ですが、日付のほう1日発売、こちらのほうの変更は可能かと思えます。また、日付をずらす、例えば5日、10日、15日、このような販売というのは大変厳しいものがあるかと思えます。

また、金額についてですが、5万円、こちらのほうも3万円から5万円と変更することは可能と

思いますので、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 一部可能、一部不可能ということでした。先ほども申し上げましたけれども、まだペーパーベースでやっていたときもそうだったのですが、本当に行き渡ってほしい方々のところに行かないで終わってしまうという、それではやはり意味がないです、行政がやる事業として。裕福と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、金銭的に余裕のある方だったらいつでも買えるのです。時間的に余裕のある方もそうです。ただし、3日、4日で販売が終わってしまうとなると、その間にたまたま病気になったとか、いろんな様々な要因があって買えない方も出てきますし、何日か設定することでのデメリットというのは私は少ないのかなと思いますので、その点については改善できるところは改善していただきたいと思いますが、先ほど課長の答弁伺いましたが、今度は町長のほうにその点についての見解が何かあればおっしゃっていただきたいと思います。

○黒田重利議長 金子町長。

○金子正一町長 このコハクペイ事業については本当に多くの町民の皆さんにご利用いただいて、そして好評だということはお質問のとおりです。しかし、そうであってもなかなか十分行き届かないところもあるということについては、これは十分計画をしていく中でそういったことを一つでも少なくして、そして多くの方々に利用していただくというチャンスをつくるというのは大事なことだというふうに思っております。

今、課長のほうからも回答がありましたけれども、また議員のほうからの質問の中を十分精査した中で、これは十分できるのではないかというふうに思っております。事前にではいつ幾日発売しますよということを以前からお知らせをすとか、あるいはチャージする場合にも十分町民の皆さんに理解していただくような環境を設定していくということは十分可能だというふうに思いますので、担当も財政のほうといろいろ協議をして、このコハクペイ事業というのは本当に県下でもいち早く取り組んでいただいたということがありまして、私は本当に職員のこの研究に頭が下がるわけですが、そしてその結果が町民の多くの皆さんにご利用いただいて喜んでいただいているということもお聞きしているわけでもありますので、ご質問がありましたようなことが十分満足が行くような、充足できるようには努めていきたいと、こんなふうに思っております。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 久しぶりに町長の前向きな答弁をいただきまして私も安堵しておるところでございしますが、金額の額面を増額しろというようなお話をしているわけではなくて、そもそも発売日を複数設定することで様々な改善が図られるのではないかという提案をさせていただきました。町長のほうと、それから担当の課長のほうとお話ありましたけれども、十分に協議をされた中でこの事業がますますやはりスムーズに運営できるように努めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第33号 令和5年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

〔午前11時25分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時39分 再開〕

◎日程第19 議案第34号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

○黒田重利議長 日程第19、議案第34号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第34号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,531万5,000円を追加し、予算の総額を29億3,574万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金及び諸収入の増額であり、歳出については、保険給付費及び諸支出金を

増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第34号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第35号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○黒田重利議長 日程第20、議案第35号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第35号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万4,000円を追加し、予算の総額を3億9,944万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰越金の増額であり、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第35号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第36号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○黒田重利議長 日程第21、議案第36号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第36号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,046万円を追加し、予算の総額を23億2,350万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、支払基金交付金、繰入金及び繰越金の増額であり、歳出については、諸支出金及び予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第36号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第37号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
（第1号）

○黒田重利議長 日程第22、議案第37号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第37号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、
提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入予算内での組替えを行うものであります。

内容については、繰越金の増額と繰入金の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第37号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 認定第1号 令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第27 認定第5号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○黒田重利議長 日程第23、認定第1号 令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第27、認定第5号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 認定第1号 令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和4年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度各会計決算につきましては、地方自治法の規定により、去る8月2日、3日の2日間にわたり、監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 次に、監査委員から報告願います。

高澤監査委員。

〔高澤 透監査委員登壇〕

○高澤 透監査委員 議長のお許しを得まして、監査報告を申し上げます。

この決算審査につきましては、去る8月2日と3日の2日間にわたりまして、関係課長の出席を求め審査を行ったところでございます。その結果につきましては、資料のとおりでありますので、この意見書の朗読をもって報告に代えさせていただきたいと思っております。

令和4年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和4年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、令和4年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和4年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和4年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿、証書類等を審査した結果については、下記のとおりであ

ります。

記

1. 審査期日 令和5年8月2日・3日

2. 審査対象

- (1) 令和4年度呂楽町一般会計
- (2) 令和4年度呂楽町国民健康保険特別会計
- (3) 令和4年度呂楽町後期高齢者医療特別会計
- (4) 令和4年度呂楽町介護保険特別会計
- (5) 令和4年度呂楽町下水道事業特別会計

3. 審査の着眼点及び実施内容

審査に当たっては、町長から提出された令和4年度各会計の歳入歳出決算書及びその附属書類(歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書)が、関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数は正確であるか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを着眼点としました。

審査では、関係職員から行政実績報告書などにより事業概要や主要な事業の実施状況について説明を聴取するとともに、既に実施した例月出納検査及び定例監査の結果を参考にして実施しました。

4. 審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	11,772,283,129円
歳出総額	11,212,443,759円
歳入歳出差引額	559,839,370円

令和4年度の一般会計決算額は、上のおりであります。

歳入は、前年度決算額と比較して、1億268万2,000円の増額となりました。国庫支出金、町債、分担金及び負担金等が減少した一方、町税、諸収入、寄附金等が増額したことによります。増加の主な内容は、町税や町民税が4億2,018万5,000円、諸収入が2億3,877万6,000円、寄附金が1億1,974万円増加したこと等です。

町税収入は43億781万8,000円であり、歳入総額に占める構成比は前年度より3.3%増加の36.6%となりました。なお、町税の不納欠損については、前年度より1,070万5,000円増加し、1,593万円の処理が行われ、収入未済額は前年度より1,491万9,000円少ない2億28万7,000円余りとなっています。収納率について、現年課税分で見ると、令和2年度96.0%、令和3年度99.1%、令和4年度99.1%と推移しています。令和3年度の収納率と同率となり、高い収納率を維持しています。納期内納税の推進と納税相談などの取組の成果であり、今後も滞納繰越分も含めた収納率の向上に努めてもらいたい。

歳出においては、予算額118億7,805万2,000円に対し、決算額は112億1,244万4,000円で、執行率は94.4%となっております。前年度の執行率は92.3%であり、2.1%の増加となっております。令和5年度への繰越額は2億4,455万9,000円、不用額4億2,104万9,000円であり、繰越額を除く執行率は96.4%となっております。年度途中での国庫補助金の追加交付や国の物価高騰対策などがあり、予算要求の難しさがあるとは思いますが、今後も年度内に事業を完了できるよう一層の努力を求めます。

歳出総額は、前年度と比較して1億2,735万7,000円の増額となっております。増額の主な要因は、総務費はふるさと納税の増加に伴うふるさと納税推進事業の増額等により5,332万円の増加、商工費はコロナ禍における物価高騰対策として行った呂楽町プレミアム付商品券（電子地域通貨）事業の増額等により2億8,950万3,000円の増加、教育費は社会教育施設建設基金への積立て等により1億5,940万円の増加によるものです。

令和4年度の一般会計の概要については以上のとおりであり、実質単年度収支は黒字となりました。新型コロナウイルス感染症は、5類感染症へ移行され、新たなステージへ移行したと言えます。コロナ禍の経験による住民意識の変化やAIの普及等により求められる行政サービスも大きく変わってきています。前年度踏襲ではなく、町民の声を身近に聞き、新たな問題解決に向けたチャレンジが求められています。

最少の経費で最大の効果を上げるよう、デジタルトランスフォーメーションの推進などにより、住民サービスの向上、各事業運営の改善や効率化をより一層推進されるよう要望します。

（2）国民健康保険特別会計

歳入総額	3,138,175,663円
歳出総額	2,921,915,755円
歳入歳出差引額	216,259,908円

令和4年度の国民健康保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

国民健康保険加入者は、5,872人で前年度より465人（7.3%）減少しました。

歳入のうち国民健康保険税は6億600万3,000円で前年度より2,494万9,000円（4%）減少となりました。さらに、国民健康保険税の収納率は、73.7%で前年度より0.4%減少となりました。収入未済額は2億102万3,000円余りと、いまだ多額に上っています。より一層の徴収強化に当たり、十分な成果が上がるよう工夫と努力を強く望みます。

一般会計繰入金金は2億681万5,000円で前年度より439万4,000円（2.1%）減少、繰越金は1億9,652万2,000円で前年度より4,196万7,000円（27.2%）増加となっております。

歳出のうち、保険給付費は19億6,726万3,000円で前年度より1,808万5,000円（0.9%）減少し、総額の67.3%を占めています。国民健康保険事業は、持続可能な運営を目指し、都道府県広域化となり、全ての保険者に、今まで以上に被保険者の疾病予防・健康増進対策を効率的に実施すること

が求められています。

また、令和5年度は第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画の最終年度となることから、健康づくり課と連携して目標達成に向けて効果的な事業を実施し、被保険者の疾病予防・健康増進に努めるとともに、医療費適正化の諸事業を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう強く希望いたします。

(3) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額	382,962,263円
歳出総額	381,459,018円
歳入歳出差引額	1,503,245円

令和4年度の後期高齢者医療特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち後期高齢者医療保険料は3億215万8,000円で前年度より3,255万7,000円(12.1%)増加しました。さらに後期高齢者医療保険料の徴収率は99.2%となっています。繰入金は7,807万円の前年度より778万7,000円(11.1%)増加しました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億7,828万5,000円で前年度より4,117万3,000円(12.2%)増加、歳出全体の99.2%を占めています。

後期高齢者医療制度は、事業主体が広域連合であり、現時点では財政的に大きな負担となっていませんが、今後とも事業の推移を注意深く見守っていく必要があります。

(4) 介護保険特別会計

歳入総額	2,257,006,740円
歳出総額	2,022,061,839円
歳入歳出差引額	234,944,901円

令和4年度の介護保険特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち介護保険料は5億5,674万6,000円で前年度より181万1,000円(0.3%)減少、歳入全体の24.7%を占めています。国庫支出金が4億1,272万7,000円で前年度より739万9,000円(1.8%)減少、支払基金交付金が5億25万9,000円で前年度より424万5,000円(0.8%)減少、一般会計繰入金が3億2,899万5,000円で前年度より555万4,000円(1.7%)の減少でした。

歳出においては、保険給付費が17億8,781万2,000円で前年度より452万8,000円(0.3%)の減少、歳出全体の88.4%を占めています。令和5年度は第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終年度となり、これまでの実施の進捗状況、新たな課題の調査等を踏まえるとともに、団塊世代の全ての人々が後期高齢者となる令和7年度を迎える第9期計画策定年度となります。在宅医療・介護予防・生活支援サービスの基盤整備等、高齢者が地域で安心して暮らすことができる、より踏み込んだ施策の推進を望みます。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	466,857,306円
歳出総額	427,145,371円
歳入歳出差引額	39,711,935円

令和4年度の下水道事業特別会計決算額は、上のとおりであります。

歳入のうち他会計繰入金は1億9,779万4,000円で前年度より2,019万5,000円(11.4%)増加、使用料は令和4年度より地域し尿処理地区(新中野・明野地区)が編入されたことにより、1億2,878万1,000円で前年度より4,831万2,000円(60.0%)増加となりました。使用料の徴収率は、97.6%で前年度より0.7%増加となりました。また、負担金は、1,065万円で前年度より432万5,000円(68.4%)増加となりました。負担金については、収入未済額429万円を含め、債務者との十分な話し合いが必要と考えます。徴収率向上に一層努力されるよう強く望みます。

歳出のうち下水道費は2億7,879万7,000円で前年度より2,936万1,000円(11.8%)増加、公債費は1億4,834万9,000円で前年度より223万1,000円(1.5%)増加となりました。

下水道整備には多額の事業費と長い期間を要します。これからは整備済み管路等の維持補修経費の増加が予想されます。そのため、今後とも補助金等の特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りつつ、効率的で効果的な施設整備を行うことを望みます。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿、証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

令和5年8月10日

邑楽町長 金子 正 一 様

邑楽町監査委員 高 澤 透

邑楽町監査委員 矢 島 正 広

以上です。

○黒田重利議長 ただいま提案説明及び監査委員からの報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております令和4年度各会計の決算認定につきましては、後日それぞれの常任委員会を開催後に改めて審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うこととします。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日6日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 零時12分 散会〕